

府民公募型整備事業委員会（京都市域）開催結果

日 時	平成29年11月16日（木） 9：30～12：00	
場 所	ホテルルビノ京都堀川 2階 加茂の間	
委 員	元京都精華大学デザイン学部建築学科准教授	片木 孝治
	京都商工会議所産業振興部長	窪田 裕幸
	京都市建設局長	鈴木 知史(代理 市橋技術総括担当部長)
	京都府総務部長	松本 均
	京都府建設交通部長	山本 悟司
	京都府教育委員会管理課長	段野 裕之
	京都府警察本部交通規制課長	姫野 敦秀(代理 西村交通規制課次席)

1 議事

(1) 提案状況について（資料1）

各地域の提案状況を報告を行った。

- ・ 京都市域 164 件
(建設関係 38 件、教育関係 4 件、警察関係 120 件、その他 2 件)
- ・ 府内全体 1,375 件
(建設関係 987 件、教育関係 22 件、警察関係 358 件、その他 8 件)

(2) 事業採択について（資料2、資料3-1、資料3-2）

京都市域の164件の提案のうち、第1回委員会（8月4日）で意見を聴取したもの以外の82件（警察所管80件、植物園所管2件）について事務局案を提示し、意見を聴取した。また、既要望の警察案件2件について報告を行った。

《委員からの主な意見》

○植物園（資料3-1）

■ 整理番号6・7について

- ・ 様式にとりまとめている提案内容と不採択理由がわかりにくい。どのような提案かもう少し詳細に説明を。
→植物園の休憩所やカフェにおいて、地震等緊急時の防災対策として、内部に収納スペースを設けたブロックを利用した子供が安心して遊べるキッズスペースを設置し、非常時に身近に簡単に取り出せる1ブロック3日分の非常食を備蓄し、万一の災害時の備蓄品としてはどうかというもの。後日、ホームページで資料を公開することになるが、その際には、提案内容をわかりやすく修正したものを掲載する。

- ・ 府民公募の他に、利用者のニーズはアンケート等で把握されているのか。
→展示会が行われるごとにアンケートを実施している。その中で、利用に関してのご提案もあり、憩えるスペースが欲しいという声は常に頂いているところ。
- ・ 指定避難所と広域避難場所とは。本来、広域避難場所に備え付けるものであれば、実施する必要があると思うが。
→指定避難所は災害時の一時的な避難生活を送る場所として、学校などが指定されている。また、広域避難場所は、災害発生時に緊急的に逃れるための避難場所で、府立大学のグラウンドと併せて植物園が指定されているもの。
- ・ 府民には指定避難所と広域避難場所の区別は難しいと思う。
- ・ 防災とは別にして、休憩場所が少ないということに対しては府も対応を考えて欲しい。
- ・ 左京区に47箇所の指定避難所があるということだが、そこにはキッズスペースや備蓄はあるのか。
→指定避難所はほとんどが小中学校であり、備蓄は対応されていると思う。
- ・ 防災という視点だけではなく、昨今の少子化、人口減少を踏まえて「子育て世代が安心できる施設（行政）対応」は重要。本件では不採用となったが、十分な経緯の説明と対応をお願いします。
- ・ 子育て環境の整備という面からも子供がくつろげる場所を引き続き検討されたい。

○警察案件（資料3-2）

■ 整理番号10・14について

- ・ 10は「合意形成が得られないため、実施しない」とあり、14では「合意形成に向け、継続して調整」とある。対応の違いは何か。
→10は近隣の方々が設置に反対されおり、合意形成に時間を要すると考えられるものである。14は概ねの合意形成は図られているものの、一部の方が難色を示されているもので調整の余地があるもの。
- ・ 視覚障害者用付加装置を実施できないのは、バリアフリーの観点から残念。調整はどのような方と行うのか。
→自治会を通じて地域住民の方に意見を聞くほか、交差点直近にお住まいの方々とは直接調整している。
- ・ 住民の合意が無ければ付けられないとのことだが、障害者には必要なもの。採択・不採択をどういう判断基準で行っているのか。
→朝から夕方まで「ピヨピヨ」「カッコー」が鳴り続けることで、近隣住民が精神的ストレスを受けているとの事例もあり、そういった声も尊重する必要がある。こうした理由で音響装置の設置が困難であっても、何も手立てを講じないわけではなく、要望の背景をしっかりと精査し、速度抑制対策をはじめとして「何か出来ることはないか」との観点で検討しているところ。
- ・ 音響信号は最近あまり耳にしないように感じるが、近隣住民の反対があつて撤去されて

いるところもあるのか。

→撤去したところはない。そのように感じられるのは、最近の装置は交通量や時間帯により自動的に音量を調整する等の機能が高性能化しているためと思われる。

■ 整理番号5について

- ・ バス出入り口はバス専用ものか。
→バスとタクシーである。
- ・ バス出入り口の停止禁止部には車両が止まらない前提なので、信号を追加する必要は無いということが良いか。
→そのとおり。

■ 整理番号7について

- ・ 不採択は、道路管理者の予算不足が原因か。
→観光客も多いところであり、一定の必要性は認めているところ。ただ、横断歩道を設置するためには防護柵の撤去等を道路管理者に協力して頂く必要があるため、実施に向けて今後も道路管理者と調整するが、今年度完了が前提になっている当事業での実施は困難であることから不採択としている。
- ・ 来年度以降も検討していくという理解で良いか。
→そのとおり、継続して対応していく。
- ・ 道路管理者の立場からは、できるだけ早く相談して頂きたい。
→了解している。

■ 整理番号16・26について

- ・ 「速度抑制の環境整備については、関係機関等と調整中であり、本事業では実施しない」とあるが、環境整備とは何か。
→速度を抑制するための狭さくを設置したり、外側線を前に出すことで実質的に車両を走りにくくするための整備である。

■ 整理番号17・18について

- ・ 横断歩道が連続することになるとあるが、基準はあるのか。
→横断歩道の間隔は、市街地ではおおむね100m以上、郊外ではおおむね200m以上という基準が設けられている。横断歩道を設置すると、そこを渡らなければならない義務が生じることでもあるため、そうした点も勘案しながら検討している。

■ 整理番号26について

- ・ ゾーン30の整備は行われている地域か。
→一部のみ。今後は、南側へのエリア拡大も視野に入れながら検討したい。

○全般

- 今回は2回目の委員会であり、提案者の方々はこの結果を長い期間待っておられる。関係部局の皆様は、実施が決定した事業について、早期の事業実施に努めるとともに、実施しないこととなった事業については、提案者の方に対する丁寧な対応をお願いする。